

「はじめての文化体験事業」実施要領

（目的）

第1 県内の子どもたちが、普段触れる機会の少ない優れた文化芸術に触れることにより、芸術文化や地域文化を愛する心を育むとともに、県内アマチュア文化団体の社会貢献の促進や活動の機会の拡大を図ることを目的とする。

（実施内容）

第2 保育園・幼稚園、小学校、児童館、公民館等（以下「実施団体」という。）に対し、優れた文化芸術活動を行っている県内アマチュア文化団体（以下「被派遣団体」という。）を文化ボランティアとして派遣し、子ども向けの公演、講話、実技披露、ワークショップその他の文化体験事業（以下「文化体験事業」という。）を行う。

（被派遣団体）

第3 被派遣団体は、県内で優れた文化芸術活動を行っているアマチュア文化団体で、次のすべてに該当する団体とする。

- （1）県内に活動拠点があること。
- （2）一定の活動実績があること。
- （3）子どもたちが普段触れる機会が少ない文化芸術活動を行っていること。
- （4）社会貢献を行う意思があること。

2 被派遣団体として登録を希望する団体は、「はじめての文化体験事業」団体登録票（様式第1号）及び誓約書（様式第1号-1）を知事に提出し、知事はこれを審査した上で、登録する。

3 登録の有効期限は、当該事業実施年度とする。

（実施計画）

第4 実施団体は、第3により登録された団体の派遣を希望する場合には、実施申出書（様式第2号）及び誓約書（様式第2号-1）を知事に提出する。

2 知事は予算の範囲内で派遣先を決定し、被派遣団体及び実施申出書の提出のあった実施団体に通知する。被派遣団体はこれを受けて実施団体と派遣内容等について調整し、実施計画書（様式第3号）を知事に提出する。

（派遣契約の締結）

第5 知事は、第4の2により提出された実施計画書に基づき、被派遣団体と事業実施に係る契約を締結する。

（経費の負担）

第6 知事は、被派遣団体に対し、文化体験事業の実施に係る謝金、旅費、会場設営費、教材費等について、1プログラム当たり10万円を限度に負担するものとする。

2 本派遣事業は、他に助成金を受けて実施する事業と兼ねて実施することはできない。

（完了報告書）

第7 事業完了後、被派遣団体は、完了報告書（様式第4号）を、実施団体は、完了確認書

(様式第5号)及び実施状況調(様式第6号)を速やかに知事に提出するものとする。

(実施の細則)

第8 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成16年 3月 3日から施行する。

この要領は、平成16年 9月 6日から施行する。

この要領は、平成16年12月10日から施行する。

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。